

セーフティネット保証にかかる認定申請について

5号認定について（5号：業況の悪化している業種）

この制度は、全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置で、愛知県信用保証協会を通じて事業資金の借入れを行う際に必要な認定を市が行います。

対象者は、

業況の悪化している業種に属する事業を行い、経営の安定に支障が生じていることについて、市長の認定を受けた中小企業者の方です。

業況の悪化している業種とは、過去の業況に比して直近の業況が悪化している業種です。

※セーフティネット 5号の指定業種は、四半期毎に更新されます。業況が改善した業種については、更新時に指定業種から外れている場合がありますので、必ず最新の指定業種をご確認ください。

（1）認定基準

経済産業大臣の指定を受けた不況業種に属する事業を行う中小企業者であり、かつ、下記の（イ）・（ロ）のいずれかを満たすこと。

なお、西尾市の場合、本店（個人事業主の方は主たる事業所）所在地が西尾市内であることが必要となります。

（イ）	最近3か月間の売上高（注1）等が前年同期の売上高等に比して <u>5%以上減少している</u> こと。
（ロ）	<u>原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む）の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っている</u> こと。

（注1）認定に使用する売上高は、申込月の前月を含めた連続する3か月とする。ただし、前月の売上高が計算できない場合は、申込月の前々月とすることができる。

最近3か月とは・・・

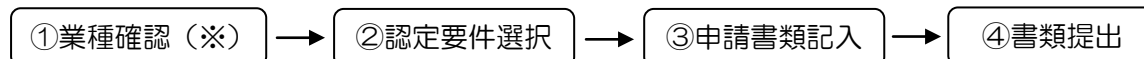
例）認定申請書の提出が11月の場合は、10月・9月・8月とする。

ただし、申込月の前月の売上高が計算できない場合は、9月・8月・7月とする。

（注2）売上高等の減少率等の割合を記載する際には、小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで記載してください。

(2) 認定要件及び認定申請に必要な書類

○申請までの手順



(※) 日本標準産業分類番号を確認してください

下記の認定要件①～③のいずれか1つの要件を選び、該当項目の必要書類をご提出ください。

※ 複数の要件に当てはまる場合、どの要件に基づいて認定申請を行うかは、申請者が選択できます。

※ 下記の認定要件①～③のいずれにも当てはまらない場合は、認定対象外となります。

西尾市所定の様式によるもの		
認定申請書（2枚） 及び売上高等一覧表 （イー①） （ロー①）	認定要件 ①	1つの指定業種に属する事業のみを行っている、又は、兼業者（注1）であって、行っている事業が <u>全て指定業種</u> に属する。
認定申請書（2枚） 及び売上高等一覧表 （イー②） （ロー②）	認定要件 ②	兼業者（注1）であって、 <u>主たる事業（注2）が属する業種（主たる業種）</u> が指定業種に該当する。
認定申請書（2枚） 及び売上高等一覧表 （イー③） （ロー③）	認定要件 ③	兼業者（注1）であって、1以上の指定業種（主たる業種かどうかを問わない）に属する事業を行っている。
委任状	本人以外の者が申請する場合のみ	
その他の必要書類		
数値の根拠となる書面	試算表、帳簿の写し、法人概況説明書など	
決算書（法人）又は 確定申告書（個人）の 写し	直近1期分	
許認可証の写し	必要な業種のみ	
商業登記簿謄本の写し	法人の場合のみ（3か月以内）	

(注1) 兼業者とは、2以上の細分類業種に属する事業を行っている中小企業者

(注2) 主たる業種とは、最近1年間の売上高等が最も大きい事業